

**大野市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

**令和6年3月
大野市**

■目次

1. 基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 対象とする範囲	1
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画期間	2
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	2
2. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 温室効果ガス総排出量	3
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	4
3. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	7
(2) 温室効果ガスの削減目標	7
4. 目標達成に向けた取り組み	8
(1) 取り組みの基本方針	8
(2) 具体的な取り組み内容	8
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	11
(2) 点検・評価・見直し体制	11
(3) 進捗状況の公表	12
<参考資料>	13
(1) 対象施設一覧表	13
(2) 温室効果ガスの算定方法や排出係数	18
(3) 大野市脱炭素推進本部の設置要綱	20

1. 基本的事項

(1) 目的

大野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「大野市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、大野市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

大野市事務事業編の対象範囲は、大野市の全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設、設備を対象とします。また、対象施設及び設備は、公用車のほか、外部への委託や指定管理者に管理運営を行わせている施設も含まれますが、指定管理者施設については、可能な範囲で本計画に則した事務及び事業の実行を行うよう要請するものとします。

なお、これらの対象施設等は、今後見込まれる組織改正等も踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

表 1 主な対象施設

No.	施設区分	主な施設（代表的な施設・エネルギー使用量の多い施設）	
1	レクリエーション	あつ宝んど、うらら館、パークホテル九頭竜、平成の湯 など	
2	産業振興施設	特用林産物生産・加工施設、六呂師堆肥センター など	
3	観光振興施設	道の駅越前おおの荒島の郷、道の駅九頭竜、平成大野屋 など	
4	基盤施設	コミュニティ施設	各集会場 など
5		市営住宅	市営住宅
6		上水道・簡易水道	水道施設、各地区簡易水道施設
7		下水道・し尿処理	下水処理センター、各地区農業集落排水施設、浄化センター
8		葬斎場	市営葬斎場
9		JR・交通・市営バス	駅前広場、自転車駐車場 など
10	文教施設	小中学校・センター	各小学校、各中学校、生涯学習センター、文化会館 など
11		地域づくり・その他	各公民館、図書館、本願清水イトヨの里 など
12	スポーツ施設	エキサイト広場、B&G海洋センター など	
13	福祉施設	各保育所、休日急患診療所、各児童センター など	
14	公用施設	市役所本庁舎（結とぴあ含む）、消防本部本庁舎 など	
15	公用車	公用車	
16	防犯灯・街路灯	防犯灯、街路灯	
17	その他	奥越ふれあい公園、ミルク工房奥越前	

※施設区分は、「大野市公共施設等総合管理計画」に基づくものですが、エネルギー使用量の集計・管理上、一部、当該計画と異なる区分けがあります。

(3) 対象とする温室効果ガス

大野市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素 (CO₂) のみとします。

(4) 計画期間

令和 6 年度 (2024 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) 末までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

大野市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画及び第六次大野市総合計画、第三期大野市環境基本計画、大野市脱炭素ビジョンに即して策定します。

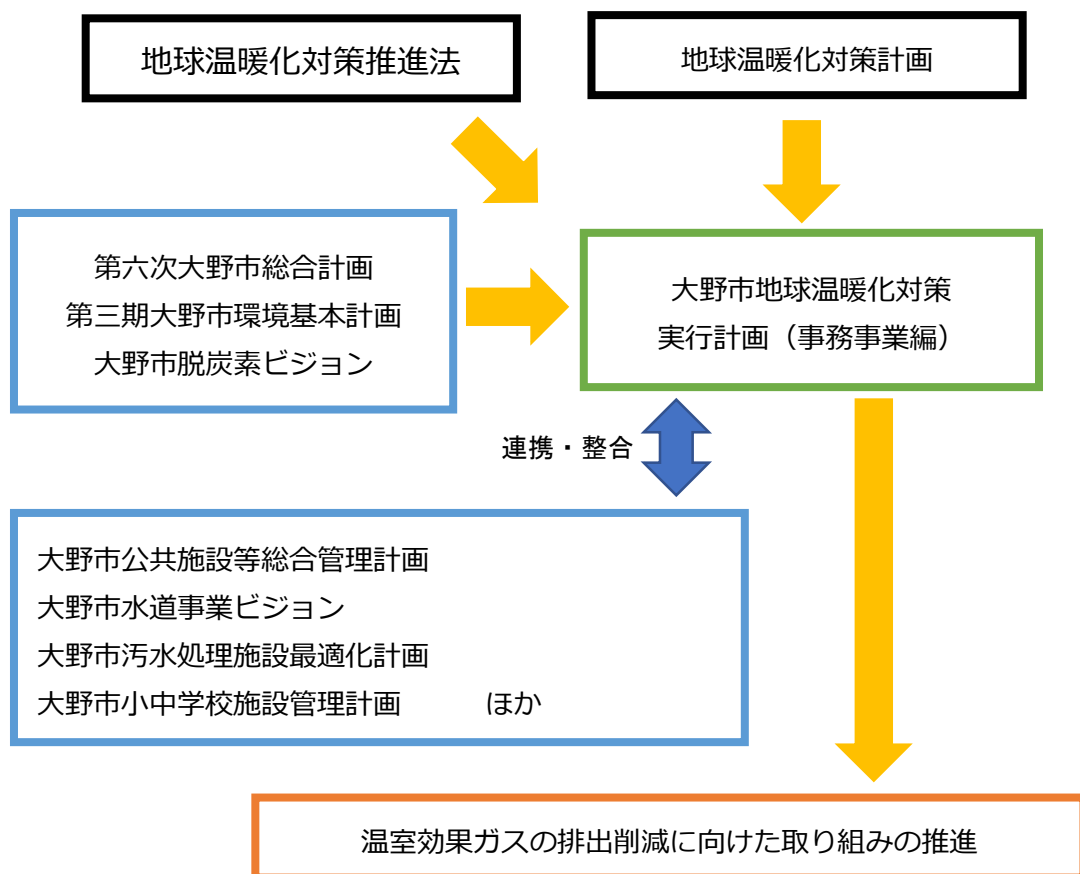


図 1 大野市事務事業編の位置付け

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

大野市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 28 年度（2016 年度）において、11,800t-CO₂ となっています。基準年度に比べ減少傾向にあります。近年は 9,000t-CO₂ 前後で推移しています。

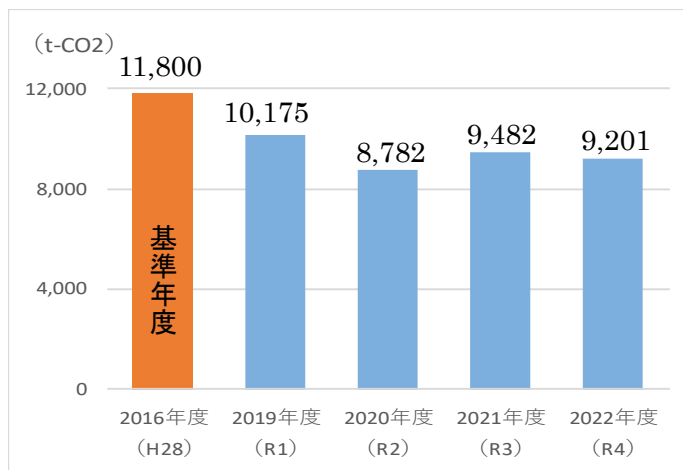


図2 大野市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

国は平成 25 年度（2013 年度）を基準年度としていますが、平成 27 年度（2015 年度）以前のデータがないため、平成 28 年度（2016 年度）を基準年度としています。

施設別では、レクリエーション施設（あっ宝んど、うらら館など）が全体の 23% を占め、次いで文教施設（小中学校、生涯学習センター、図書館など）22%、基盤施設（上下水道施設など）21%、公用施設（市役所本庁舎（結とぴあ含む）、消防本部庁舎など）10% となっています。

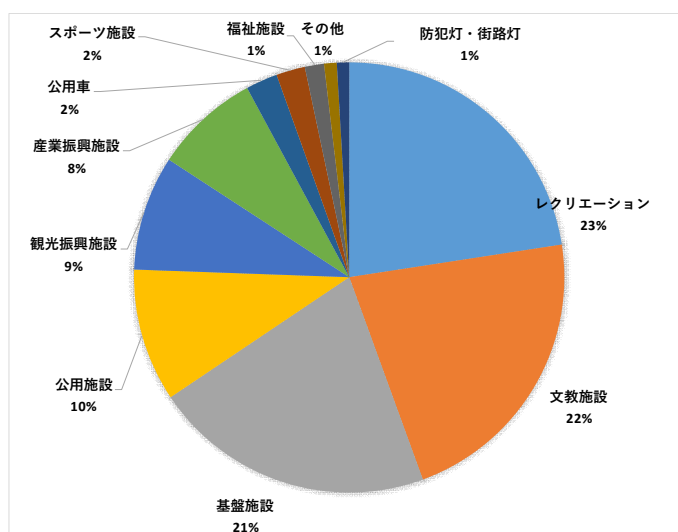


図3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和 4 年度（2022 年度））

また、エネルギー種別では、電気が全体の73%を占め、次いで重油14%、灯油6%となっています。

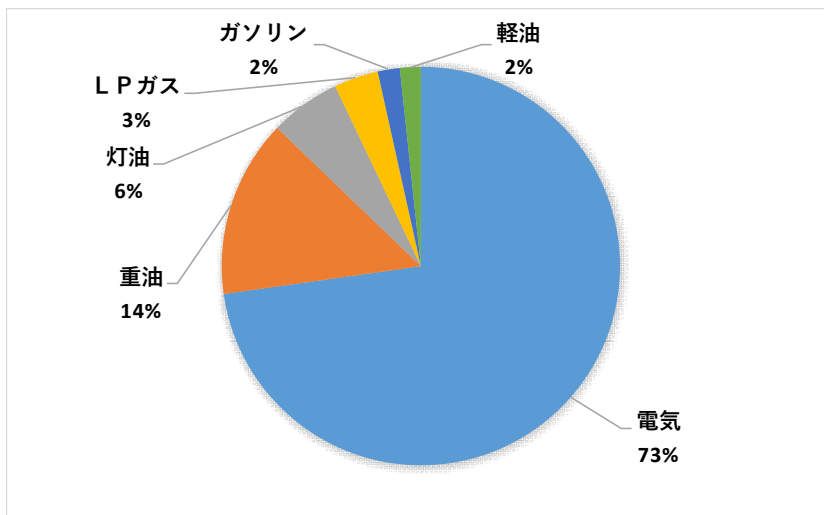


図4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和4年度（2022年度））

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

① 照明について

施設の多くが蛍光灯や白熱球、水銀灯を使用していることから、省エネルギー性能の高いLEDへの更新を進める必要があります。

② 公用車について

公用車の多くが化石燃料（ガソリン、軽油）を使用している上に、購入から10年以上が経過するなど燃費性能の低い車両も少なくないことから、燃費性能が高く温室効果ガス排出量の少ない電動車（EV・FCV・PHV・HV）への更新が必要です。

《電動車》

EV：電気自動車、FCV：燃料電池自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車、HV：ハイブリッド自動車

③ 空調等の設備について

空調設備については、一般的に建築物のエネルギー消費のうち空調設備の占める割合が多いとされることから、老朽化した設備を中心に、省エネルギー性能の高い設備に

更新する必要があります。特に、重油を燃料とする空調設備については、適正な維持管理を実施しているものの、老朽化が進み重油漏れが起きるリスクが少なくないことから、燃料転換を含めた更新が必要です。

そのほかの設備についても、長寿命化を前提としたうえで、運用改善による省エネルギー化を図る一方で、計画的にエネルギー効率の高い設備に更新していく必要があります。

④ 新築及び改築、大規模改修について

大野市脱炭素ビジョン（令和5年（2023年）3月策定）では、「快適で脱炭素なライフスタイルへの転換」を図るため、断熱性能の向上などを図った省エネルギー住宅の普及を推進することとしています。公共施設において率先して取り組むことで市民や事業者への横展開が期待されることから、新築や改築、大規模改修時にエネルギー消費性能の高い建築物を目指す必要があります。

また、建築物は、一度導入されると長期にわたってCO₂排出量の高止まり（ロックイン効果）を招いてしまうことから、長期的な視点に立って、「今」できる脱炭素化の取り組みを確実に実行することが重要です。

⑤ 再生可能エネルギー電力について

事務事業におけるエネルギー使用量の70%以上を電力が占めていることから、再生可能エネルギー由来の電力の調達や太陽光発電設備の導入などにより、電力の脱炭素化を進める必要があります。

太陽光発電設備については、冬季間の発電効率の低下や積雪による設備破損を防ぐための追加的な対策費を必要とすることなどから経済的な費用対効果が望めない場合が多く、また、発電パネルからの落雪に備えるため設置場所が限定されることから、効果的な施設の選定や設置方法、対策を検討する必要があります。

⑥ 施設の統廃合について

人口減少や高齢化に伴う施設の利用及び稼働状況の変化や施設の老朽化を踏まえ、エネルギー消費効率の向上や施設の維持管理に係るコストの削減、市民サービス水準の維持を図る観点から、施設や設備の統廃合やダウンサイジングなどの合理化を進める必要があります。

⑦ エコオフィス活動について

市では、これまでクールビズやウォームビズ、公共交通の積極的利用、ノーマイカーデーの実施など、職員一人一人ができる取り組みを進めてきました。事務事業における

温室効果ガス削減の取り組みを進めるためには、全庁職員の積極的な活動が求められることから、職員への意識啓発を行うとともに、これらの取り組みを継続する必要があります。また、デジタル技術の進展により、事務のペーパーレス化やオンライン化が進みつつあり、市民サービスの向上や事務の効率化にもつながることから、これらの取り組みについても引き続き推進する必要があります。

3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画を踏まえて、大野市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和 12 年度（2030 年度））までに、基準年度（平成 28 年度（2016 年度））比で 50%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (H28 年度 (2016 年度))	目標年度 (R12 年度 (2030 年度))
温室効果ガスの排出量	11,800t-CO ₂	5,900t-CO ₂
削減率	—	50%

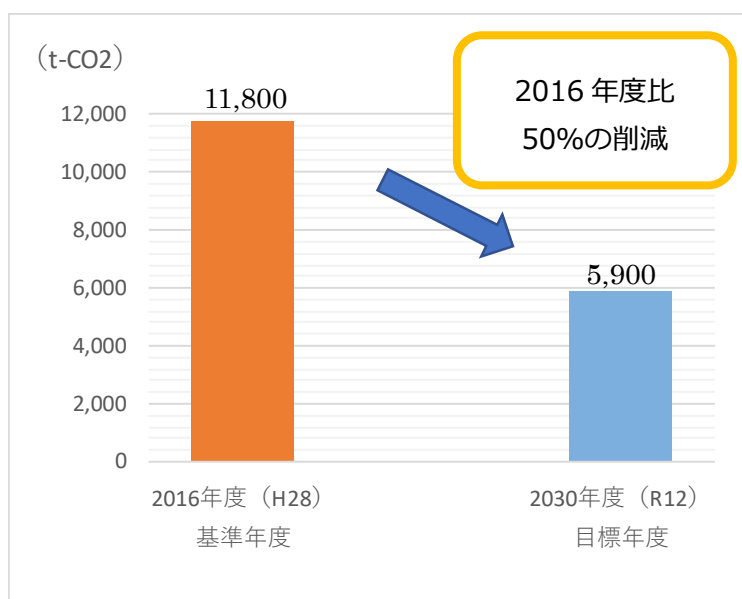


図 5 温室効果ガスの削減目標

※国の地球温暖化対策計画では、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度としていますが、本市では、当該年度のデータがないため、平成 25 年度（2013 年度）から直近のデータ（平成 28 年度（2016 年度））を基準年度としています。

4. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と重油、ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

① 照明について

- ・庁舎などの新築、改築時には、原則 LED 照明を設置することとします。既存施設においても、照明の点灯時間の長い施設を中心に計画的に LED 照明への切替えを行います。これらの取り組みにより、令和 12 年度（2030 年度）までに、30%以上の施設において LED 照明への切替えを完了します。

② 公用車について

- ・代替可能な電動車（EV・FCV・PHV・HV）がない場合などを除き、新規導入または更新については、積極的に電動車を採用し、令和 12 年度（2030 年度）までに、保有する公用車（代替可能な電動車がない車両を除く）の 30%以上を電動車にします。

③ 空調等の設備について

- ・専門家による省エネルギー診断の実施により、施設のエネルギー消費の実態を明らかにし、設備の効率的な運用を図るとともに、費用対効果の高い省エネルギー設備への転換や導入に努めます。
- ・空調設備については、老朽化したものを中心に、省エネルギー性能の高い設備への更新を計画的に進めます。特に重油を燃料とする空調設備については、燃料の転換を含めた更新を検討します。

④ 新築及び改築、大規模改修について

- ・令和 6 年度（2024 年度）以降に予定する新築または改築事業については、ZEB Oriented 相当以上とし、可能な限り、ZEB Ready 相当となることを目指します。

《ZEB（ゼブ）》

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

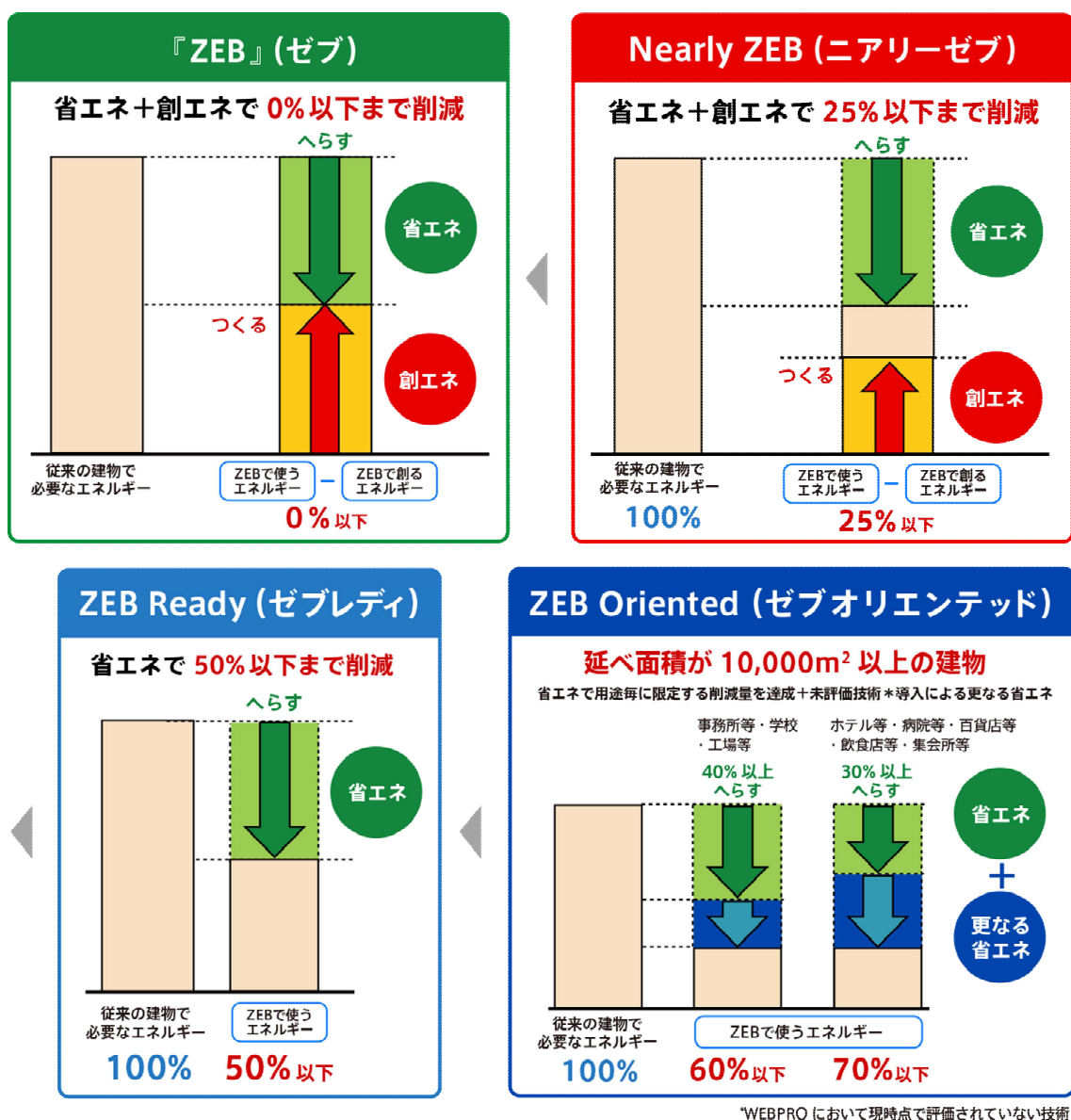


図6 ZEBの定義 (出典: 環境省 HP)

《ZEB Oriented 相当》
 ZEB Oriented 相当: 建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

- ・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等: 現行の省エネ基準値から 30%削減 (BEI=0.7)
- ・事務所、学校、工場等: 現行の省エネ基準値から 40%削減 (BEI=0.6)

・大規模改修の際は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成 27 年法律第 53 号)に定めるエネルギー消費性能基準を踏まえ、積極的に省エネルギー性

能の向上を図ります。

⑤ 再生可能エネルギー電力について

- ・再生可能エネルギー由来の電力（再エネ電力）を調達し、令和 12 年度（2030 年度）までに 5 箇所以上の施設で脱炭素化を達成します。なお、再エネ電力の調達にあたっては、卒 FIT 電力など市内で作られた電力を優先し、「再エネの地産地消（市内に設置した再生可能エネルギー設備により作った電力などを市内で消費すること）」を推進します。

《卒 FIT 電力》

固定価格買取制度（FIT 制度）の買取期間が終了した太陽光発電設備などで作った電力のこと。FIT 制度とは、再生可能エネルギーを普及拡大するため、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度。発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

- ・太陽光発電設備については、積雪時の対応を考慮したうえで、新築または改築する施設や費用対効果の高い施設、防災力向上につながる施設への導入を検討します。

⑥ 施設の統廃合について

- ・大野市公共施設等総合管理計画など各計画に基づく施設の統廃合や設備の合理化を進め、エネルギー消費量の削減を図ります。

⑦ エコオフィス活動について

- ・クールビズやウォームビズ、節電、公共交通機関や自転車利用、リモート会議の実施、ペーパレス化を含めたごみ削減など、職員一人一人が取り組めるエコオフィス活動を積極的に推進します。
- ・各施設の電力や化石燃料の使用量の把握にあたっては、デジタル技術を活用し、集計作業の省力化とエネルギー使用実態の見える化を図ります。

5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

大野市事務事業編を推進するため、大野市公共施設等総合管理計画や個別の施設整備計画のほか各種計画と連携を図りつつ、全庁体制で、統一的な取り組みの推進や進行管理などのフォローアップを行います。

また、市長を本部長とする「大野市脱炭素推進本部」(以下「推進本部」といいます。)に進捗状況を定期的に報告します。

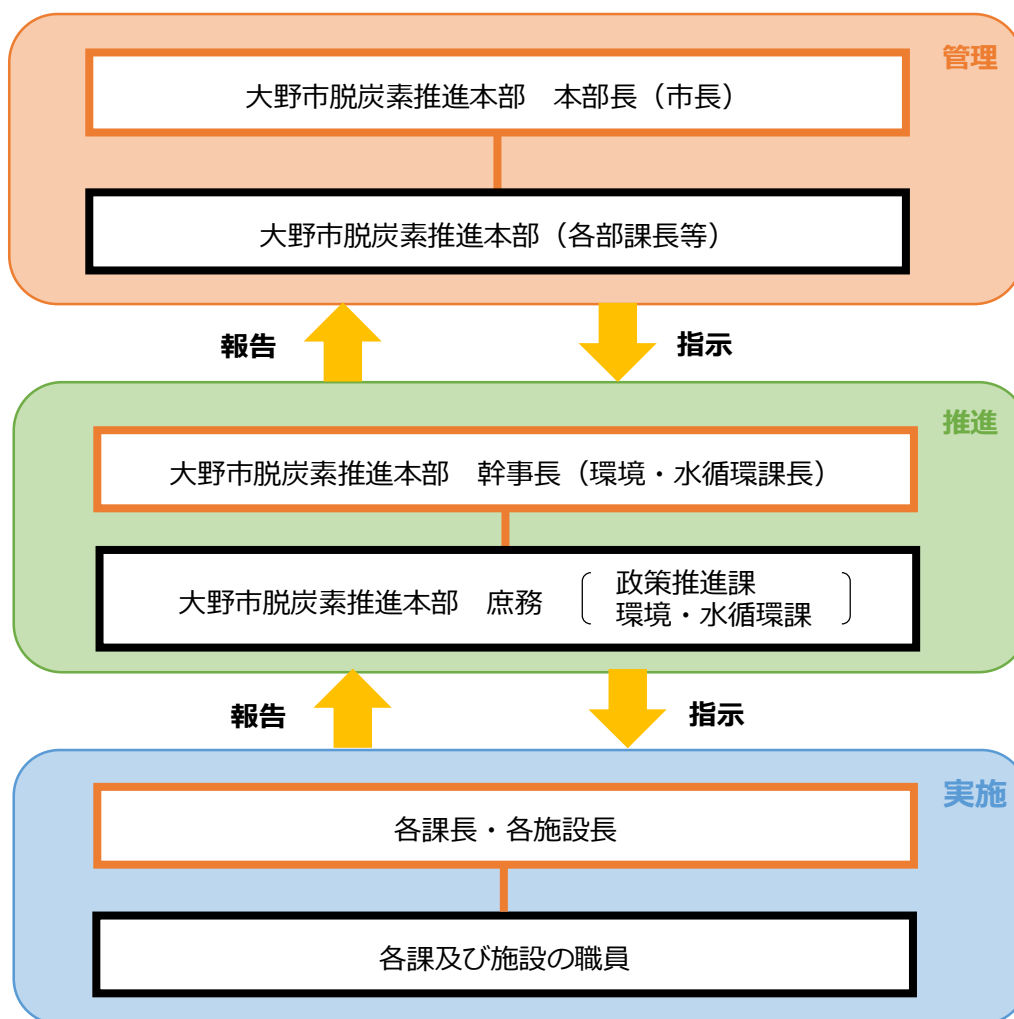


図7 大野市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

大野市事務事業編は、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、大野市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進し

ます。

① 毎年の PDCA

大野市事務事業編の進捗状況は、各課長（各施設長）が推進本部に対して定期的に報告を行います。推進本部は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取り組みの方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

推進本部は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、第六次大野市総合計画後期基本計画の策定が見込まれる令和 7 年度（2025 年度）に改定要否の検討を行い、必要に応じ改定を行います。改定にあたっては、総合計画並びに大野市環境基本計画との整合を図ります。

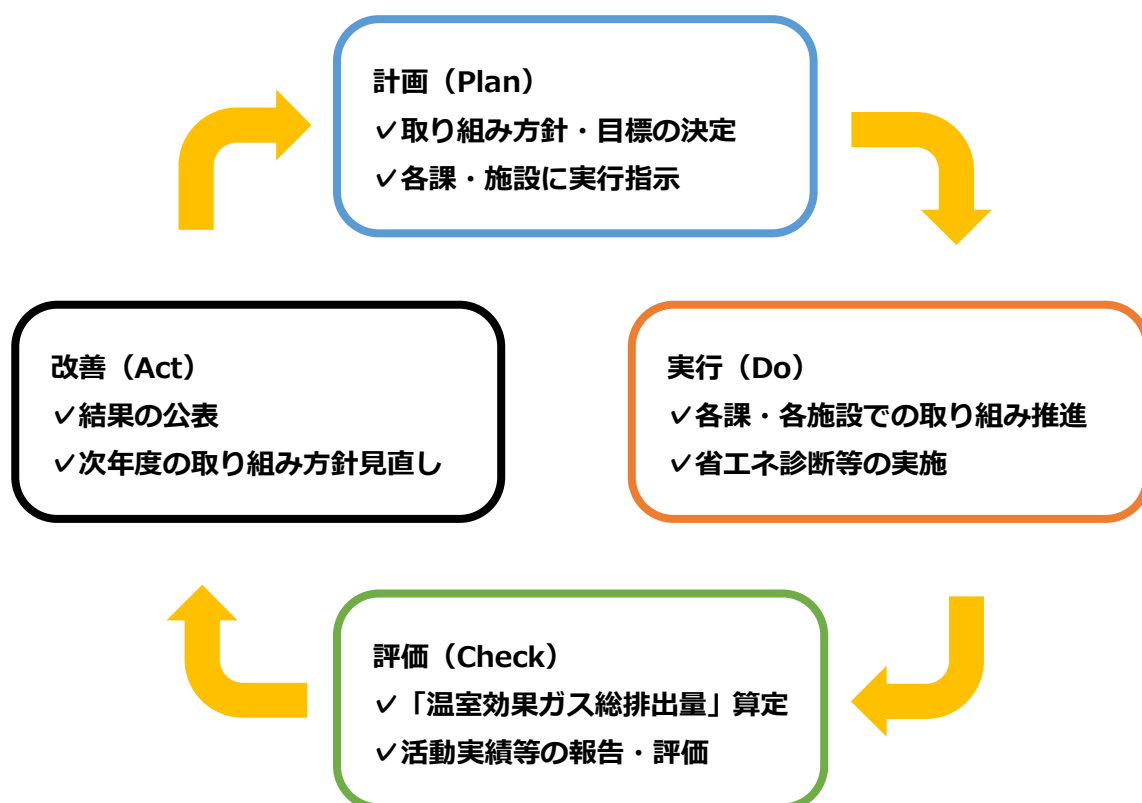


図 8 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

大野市事務事業編の進捗状況は、市の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

<参考資料>

(1) 対象施設一覧表

本計画で対象とした施設等は次のとおりです。

なお、対象施設は、機構改革や施設の新設・廃止等に伴って毎年更新するものとします。

施設区分		施設名称
1	レクリエーション施設	山王公園
1	レクリエーション施設	神明公園
1	レクリエーション施設	三角公園
1	レクリエーション施設	駅東公園
1	レクリエーション施設	春日公園
1	レクリエーション施設	弥生公園
1	レクリエーション施設	寺前公園
1	レクリエーション施設	陽明公園
1	レクリエーション施設	荒井公園
1	レクリエーション施設	さくら公園
1	レクリエーション施設	中挾公園
1	レクリエーション施設	清和公園
1	レクリエーション施設	美里公園
1	レクリエーション施設	吉野公園
1	レクリエーション施設	資母郷公園
1	レクリエーション施設	右近次郎公園
1	レクリエーション施設	きよたき公園
1	レクリエーション施設	中ノ堂公園
1	レクリエーション施設	若杉公園
1	レクリエーション施設	東中公園
1	レクリエーション施設	さいわい公園
1	レクリエーション施設	有終公園
1	レクリエーション施設	水アビト公園
1	レクリエーション施設	滝ヶ花公園
1	レクリエーション施設	東中野公園
1	レクリエーション施設	茜公園
1	レクリエーション施設	三番ポケットパーク
1	レクリエーション施設	本願清水公園
1	レクリエーション施設	明治公園
1	レクリエーション施設	亀山公園
1	レクリエーション施設	木瓜川緑地
1	レクリエーション施設	中野清水緑地
1	レクリエーション施設	義景公園
1	レクリエーション施設	麻那姫湖青少年旅行村
1	レクリエーション施設	勝原園地(トイレ)
1	レクリエーション施設	鳩ヶ湯公衆トイレ
1	レクリエーション施設	勝原登山口公衆トイレ
1	レクリエーション施設	荒島岳中出駐車場(トイレ)

施設区分		施設名称
1	レクリエーション施設	あつ宝んど
1	レクリエーション施設	ファミリーリゾート休養施設(うらら館)
1	レクリエーション施設	麻那姫湖青少年旅行村
1	レクリエーション施設	ふるさと自然公園六呂師国民休養地
1	レクリエーション施設	九頭竜保養の里(フレアール和泉ほか)
1	レクリエーション施設	九頭竜保養の里(平成の湯)
1	レクリエーション施設	国民休養地(パークホテルほか)
1	レクリエーション施設	九頭竜スキー場
1	レクリエーション施設	和泉前坂家族旅行村
1	レクリエーション施設	自然体験活動施設(六呂師自然楽舎)
2	産業振興施設	大野市職業訓練センター
2	産業振興施設	まちなか交流センター
2	産業振興施設	六呂師堆肥センター
2	産業振興施設	特用林産物生産・加工施設
2	産業振興施設	中山間地域農村活性化施設(スターランドさかだに)
3	観光振興施設	越前おおの結ステーション
3	観光振興施設	まちなか観光拠点施設
3	観光振興施設	城下町東広場
3	観光振興施設	城下町西広場
3	観光振興施設	城下町南広場
3	観光振興施設	道の駅九頭竜
3	観光振興施設	道の駅越前おおの荒島の郷
3	観光振興施設	石灯笼会館
3	観光振興施設	御清水会館
3	観光振興施設	化石発掘体験センター
3	観光振興施設	御清水
3	観光振興施設	六呂師水供給施設
3	観光振興施設	新堀清水
4	基盤施設(コミュニティ施設)	春日集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	義景集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	中荒井集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	毘沙門集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	駅東集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	亀山集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	秋葉集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	城町集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	春日野集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	幸町集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	中挾集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	上中野集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	開成集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	春日南部集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	日吉集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	東部集会所
4	基盤施設(コミュニティ施設)	元町会館
4	基盤施設(コミュニティ施設)	木本集落センター

	施設区分	施設名称
4	基盤施設(コミュニティ施設)	大納地区集会施設
4	基盤施設(コミュニティ施設)	ぶなの木コミュニティセンター
4	基盤施設(コミュニティ施設)	旧蕨生小学校
4	基盤施設(コミュニティ施設)	旧荒島保育園
4	基盤施設(コミュニティ施設)	旧乾側小学校
5	基盤施設(市営住宅)	西里団地
5	基盤施設(市営住宅)	中挾団地
5	基盤施設(市営住宅)	国時団地
5	基盤施設(市営住宅)	西二番町家住宅
5	基盤施設(市営住宅)	東二番町家住宅
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	上水道配水場・水源
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	西富田地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	富田地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	荒島地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	木本地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	菖蒲池地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	北富田地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	阪谷第一地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	南富田地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	下庄北部地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	和泉地区簡易水道
6	基盤施設(上水道・簡易水道)	阪谷第二地区簡易水道
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	大野市下水処理センター
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	阿難祖地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	佐開地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	南六呂師地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	下唯野地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	上庄第一地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	稲郷・野中地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	阪谷第一地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	上庄第二地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	黒谷地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	上庄西部地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	富田中部地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	上庄南部地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	木本地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	富田南部地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	阪谷中部地区農業集落排水処理施設
7	基盤施設(下水道・し尿処理)	浄化センター
8	基盤施設(葬斎場)	大野市営葬斎場
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	越前大野駅前広場
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	大野市駅前駐車場
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	北大野駅前駐車場
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	自転車駐車場
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	元町駐車場
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	亀山南第二駐車場(城町駐車場)

	施設区分	施設名称
9	基盤施設(JR・交通・市営バス関係)	市営バス車庫
10	文教施設(小中学校・センター)	青少年教育センター
10	文教施設(小中学校・センター)	生涯学習センター(大野公民館含む)
10	文教施設(小中学校・センター)	大野市文化会館
10	文教施設(小中学校・センター)	有終西小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	有終南小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	有終東小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	下庄小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	小山小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	上庄小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	富田小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	阪谷小学校
10	文教施設(小中学校・センター)	和泉小中学校
10	文教施設(小中学校・センター)	開成中学校
10	文教施設(小中学校・センター)	陽明中学校
10	文教施設(小中学校・センター)	上庄中学校
10	文教施設(小中学校・センター)	尚徳中学校
10	文教施設(小中学校・センター)	大野市図書館
10	文教施設(小中学校・センター)	大野市歴史博物館
10	文教施設(小中学校・センター)	大野市民俗資料館
10	文教施設(小中学校・センター)	越前大野城
10	文教施設(小中学校・センター)	武家屋敷旧内山家
10	文教施設(小中学校・センター)	武家屋敷旧田村家
10	文教施設(小中学校・センター)	和泉郷土資料館
10	文教施設(小中学校・センター)	笛資料館
11	文教施設(地域づくり・その他)	乾側公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	下庄公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	小山公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	上庄公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	富田公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	阪谷公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	和泉地域交流センター(和泉公民館)
11	文教施設(地域づくり・その他)	五箇公民館
11	文教施設(地域づくり・その他)	本願清水イトヨの里
11	文教施設(地域づくり・その他)	小山幼稚園
11	文教施設(地域づくり・その他)	上庄幼稚園
11	文教施設(地域づくり・その他)	阪谷幼稚園
11	文教施設(地域づくり・その他)	富田幼稚園
11	文教施設(地域づくり・その他)	学校給食センター
11	文教施設(地域づくり・その他)	COCONO アートプレイス
11	文教施設(地域づくり・その他)	越前おおの水のがっこう
12	スポーツ施設	勤労者体育施設(サン・スポーツランド)
12	スポーツ施設	エキサイト広場総合体育施設
12	スポーツ施設	明治公園 テニスコート
12	スポーツ施設	真名川憩いの島
12	スポーツ施設	和泉グラウンド

施設区分		施設名称
12	スポーツ施設	和泉体育館
12	スポーツ施設	DAINOUSポーツランド
12	スポーツ施設	大野市B&G海洋センター
13	福祉施設	多田記念大野有終会館
13	福祉施設	大野市保健センター
13	福祉施設	大野市休日急患診療所
13	福祉施設	大野市和泉診療所
13	福祉施設	あかね保育園
13	福祉施設	荒島保育園
13	福祉施設	阪谷保育園
13	福祉施設	和泉保育園
13	福祉施設	南部児童センター
13	福祉施設	北部児童センター
13	福祉施設	西部児童センター
13	福祉施設	東部児童センター
13	福祉施設	和泉児童センター
13	福祉施設	子育て支援施設(大野市自然こども館)
13	福祉施設	児童デイサービスセンター
13	福祉施設	地域子育て支援センター
14	公用施設	本庁舎
14	公用施設	観光交流センター
14	公用施設	防災倉庫
14	公用施設	防雪基地管理棟・除雪施設
14	公用施設	防雪基地除雪施設(和泉)
14	公用施設	教職員住宅
14	公用施設	中央中核格納庫
14	公用施設	消防本部庁舎
14	公用施設	消防訓練所
14	公用施設	和泉分遣所
14	公用施設	各分団ポンプ置き場
15	公用車	公用車
16	防犯灯・街路灯	防犯灯・街路灯
17	その他の施設	影路中継局
17	その他の施設	水辺の楽校トイレ
17	その他の施設	旧乾側幼稚園
17	その他の施設	ミルク工房奥越前
17	その他の施設	奥越ふれあい公園

※大野市公共施設等総合管理計画を基に作成。エネルギー使用量の集計・管理上、一部、当該計画と異なる施設名称や区分けがあります。

(2) 温室効果ガスの算定方法や排出係数

温室効果ガス総排出量の算定に用いる係数は以下のとおりです。ただし、以下に記載する係数は、本計画策定時点での係数であり、算定する際は、公表されている最新の数値をできる限り用いることとします。

$$\text{温室効果ガス総排出量 (CO}_2\text{ 換算)} = \text{活動量}^{(*1)} \times \text{排出係数}^{(*2)} \times \text{地球温暖化係数}^{(*3)}$$

(*1) 活動量 : 温室効果ガスを排出する活動の量(電気の使用量、自動車の走行によるガソリン使用量等)

(*2) 排出係数 : 1 単位量当たりの活動に伴って排出される温室効果ガスの量

(*3) 地球温暖化係数 : CO₂ を基準として各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。CO₂ = 1。

(例) ファミリーリゾート休養施設(うらら館)の温室効果ガス排出量(R4(2022)年度)

$$\begin{array}{rcl} 159.25\text{kl (A重油)} & \times 2.71 & \times 1 \doteq 431.5 \text{ t-CO}_2 \\ + 189.977 \text{ 千 kWh (電気)} & \times 0.480 & \times 1 \doteq 91.2 \text{ t-CO}_2 \\ \hline \text{合計} & & 522.7 \text{ t-CO}_2 \end{array}$$

① 温室効果ガス排出係数

温室効果ガスを排出するものには、ストーブやガスコンロのように直接灯油やガスなどを燃焼させた場合に発生するものや、照明やOA機器のように電気の使用によって間接的に温室効果ガスを排出するものがあります。

このように様々な活動によって温室効果ガスが排出されることから、その活動区分に応じて温室効果ガスの排出量を算出する係数(排出係数)を用いて算出することとしています。

【二酸化炭素(CO₂)の排出に係るもの】

・燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)の排出係数

燃料の種類	単位	排出係数
ガソリン	t-CO ₂ / kl	2.32
灯油	t-CO ₂ / kl	2.49
軽油	t-CO ₂ / kl	2.58
A重油	t-CO ₂ / kl	2.71
液化石油ガス(LPG)	t-CO ₂ / t	3.00

出典：算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧(環境省)

・電気の使用に係る排出係数

電気の使用に係る排出係数については、毎年度、環境省ホームページで公表されている電気事業者排出係数を参照します。本編では基礎排出係数を用いて算定した温室効果ガス総排出量を記載しています。

<基礎排出係数>

温室効果ガス総排出量の計算において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を求める際に使う係数です。電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量（実二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出されます。

電気事業者が供給する電気の発電に伴う燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素の排出係数

契約電力会社	年度	単位	基礎排出係数
北陸電力株式会社	H28（2016）	t-CO ₂ / 千 kl	0.627
	R4（2022）	t-CO ₂ / 千 kl	0.480

出典：電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）（環境省）

（参考）調整後排出係数

他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を求める際に使う係数の一つです。電気事業者の実二酸化炭素排出量に対して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整を行うとともに、他者の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出されています。

再生可能エネルギー電力の調達等の取り組みが反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表するものとしします。

（参考）調整後排出係数

契約電力会社	年度	単位	調整後排出係数
北陸電力株式会社	H28（2016）	t-CO ₂ / 千 kl	0.615
	R4（2022）	t-CO ₂ / 千 kl	0.489

出典：電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）（環境省）

(3) 大野市脱炭素推進本部の設置要綱

大野市脱炭素推進本部設置要綱（令和3年7月12日告示第255号）

（設置）

第1条 ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の脱炭素に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、大野市脱炭素推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゼロカーボンシティの実現に向けた施策の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、脱炭素の推進に関すること。

（組織）

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 行政経営部長
- (5) 健福祉部長
- (6) 地域経済部長
- (7) 暮らし環境部長
- (8) 地域づくり部長
- (9) 教育委員会事務局長
- (10) その他市長が必要と認める者

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（幹事会）

第5条 脱炭素に関する具体的な事項を調査又は研究するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 行政経営部政策推進課長
- (2) 行政経営部総務課長

- (3) 行政経営部財政経営課長
- (4) 健福祉部スポーツ推進課長
- (5) 地域経済部農業林業振興課長
- (6) 暮らし環境部交通住宅まちづくり課長
- (7) 暮らし環境部環境・水循環課長
- (8) 地域づくり部市民生活・統計課長
- (9) 教育委員会事務局教育総務課長

3 幹事長は、暮らし環境部環境・水循環課長をもって充てる。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事員以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、暮らし環境部環境・水循環課及び行政経営部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。



越前おおの